

常陸大宮市地域クラブ設置要項

（設置）

第1条 常陸大宮市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・芸術文化活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するため、常陸大宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、常陸大宮市地域クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語の意義は次に掲げるとおりとする。

（1）休日 常陸大宮市の休日を定める条例（平成元年大宮町条例第29号）第1条で規定する日

（2）平日 休日以外の日

（組織）

第3条 クラブの中に、教育委員会が直接運営するクラブ（以下「直営型クラブ」という。）と自主的に運営するクラブ（以下「自主運営クラブ」という。）を置く。

（指導者）

第4条 直営型クラブで指導ができる者は、教育長の承認を得て指導者登録をした者とする。

（自主運営クラブ）

第5条 自主運営クラブとして活動できる者は、教育長の承認を得てクラブ登録した者とする。

（クラブの活動時間）

第6条 クラブの活動時間は、平日2時間、休日3時間の計、週11時間を上限とし、休養日を平日、休日をそれぞれ1日以上設けなければならない。

（委託）

第7条 教育委員会は、クラブの運営に係る業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

（入会）

第8条 クラブに入会できる者は、原則、市内在住の中学生で、保護者の同意を得た者とする。

2 直営型クラブに入会を希望する者は、電子又は書面により、常陸大宮市地域クラブ入会届（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

3 自主運営型クラブに入会を希望する者は、各団体が定める方法により入会の手続を行うものとする。

（退会）

第9条 前条第2項の規定により入会した者が、直営型クラブを退会しようとするときは、電子又は書面により地域クラブ退会届（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定により入会した者が、自主運営型クラブを退会しようとするときは、各団体が定める方法により退会の手続を行うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 クラブは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、クラブ員の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 クラブは、クラブの運営において知り得た個人情報を、クラブ運営以外の目的のために利用し、また、第三者に提供してはならない。

(庶務)

第11条 クラブの庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほ、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

(準備行為)

この告示の施行日前においても、クラブへの加入手続等の必要な準備行為を行うことができる。

様式第 1 号（第 8 条関係）

常陸大宮市地域クラブ入会届

常陸大宮市教育委員会 教育長 様

地 区	
競技種目	
入会日	年 月 日

フリガナ	
生徒氏名	
生年月日	
性 別	
学校名・学年	常陸大宮市立 中学校 第 学年
住所・連絡先	〒 連絡先 TEL : MAIL :
写真等の活用承諾 (地域クラブ活動における取材 やホームページ、報告書作成時 に顔が映っている写真等の活 用、名前の掲載について、右記 より選択してください。)	☐ 承諾します ☐ 承諾しません
活動を行う上での留意点	

常陸大宮市地域クラブに加入します。

年 月 日

保護者署名 _____

緊急連絡先 _____ (続柄 _____)

様式第 2 号（第 9 条関係）

常陸大宮市地域クラブ退会届

常陸大宮市教育委員会 教育長 様

地 区	
競技種目	
退会日	年 月 日

フリガナ	
生徒氏名	
生年月日	
性 別	
学校名・学年	常陸大宮市立 中学校 第 学年
保護者署名	 (連絡先)

年 月 日